

<協議会の設置>

「教育利用に関する著作権等管理協議会」の設置について

平成28年9月 設立記者発表

ICT(情報通信技術)を有効活用して教育の情報化を進めるため、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会で、教育分野における著作権の権利制限の見直しが行われている。教育の情報化は、教育の質の向上や教育の機会拡大につながり、促進すべきである。

ただし、著作者の創作活動や出版活動が萎縮したり、阻害されたりすることがあってはならない。教育分野での著作物の円滑な利用と著作権者の権利保護を両立させるため、バランスの良い制度設計が必要である。

今般、教育分野に関係する権利者団体は一致して、ライセンス等、適切な制度の受け皿づくりを検討するため、「教育利用に関する著作権等管理協議会」を設置することにした。

参加団体(42団体。オブザーバー含)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 公益社団法人日本文藝家協会 | 公益社団法人日本漫画家協会 |
| 協同組合日本脚本家連盟 | 一般社団法人マンガジャパン |
| 協同組合日本シナリオ作家協会 | 一般社団法人日本書籍出版協会 |
| 一般社団法人日本写真著作権協会 | 一般社団法人日本雑誌協会 |
| 公益社団法人日本写真家協会 | 一般社団法人学術著作権協会 |
| 公益社団法人日本広告写真家協会 | 一般社団法人日本新聞協会 |
| 一般社団法人日本写真文化協会 | 公益社団法人日本専門新聞協会 |
| 公益社団法人日本写真協会 | 一般社団法人自然科学書協会 |
| 一般社団法人日本写真作家協会 | 一般社団法人日本医書出版協会 |
| 一般社団法人日本スポーツプレス協会 | 一般社団法人出版梓会 |
| 日本肖像写真家協会 | 一般社団法人日本楽譜出版協会 |
| 全日本写真連盟 | 一般社団法人 |
| 日本自然科学写真協会 | 日本電子書籍出版社協会 |
| 日本風景写真協会 | 一般社団法人日本音楽著作権協会 |
| 一般社団法人日本美術著作権連合 | 一般社団法人日本レコード協会 |
| 一般社団法人日本美術家連盟 | 公益社団法人 |
| 公益社団法人 | 日本芸能実演家団体協議会 |
| 日本グラフィックデザイナー協会 | 一般社団法人教科書著作権協会 |
| 一般社団法人日本児童出版美術家連盟 | 一般社団法人日本図書教材協会 |
| 一般社団法人日本図書設計家協会 | |
| 一般社団法人日本理科美術協会 | |
| 一般社団法人日本出版美術家連盟 | |
| 一般社団法人 | オブザーバー |
| 東京イラストレーターズソサエティ | 日本放送協会 |
| | 一般社団法人日本民間放送連盟 |
| | 一般社団法人 |
| | 日本ケーブルテレビ連盟 |
| | 以上(順不同) |

<補償金協会の設立について>

文化庁文化審議会 法制・基本問題小委員会の中間まとめを受けて(文化審議会提出)

教育利用に関する著作権等管理協議会 平成29年4月14日

文化庁文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会において検討されてきた教育に関する権利制限について、当協議会はその検討の経過と結論について注視してきた。その結果、平成29年2月24日開催の法制・基本問題小委員会で公表された中間まとめでは、一定の方向性が示されたと考える。

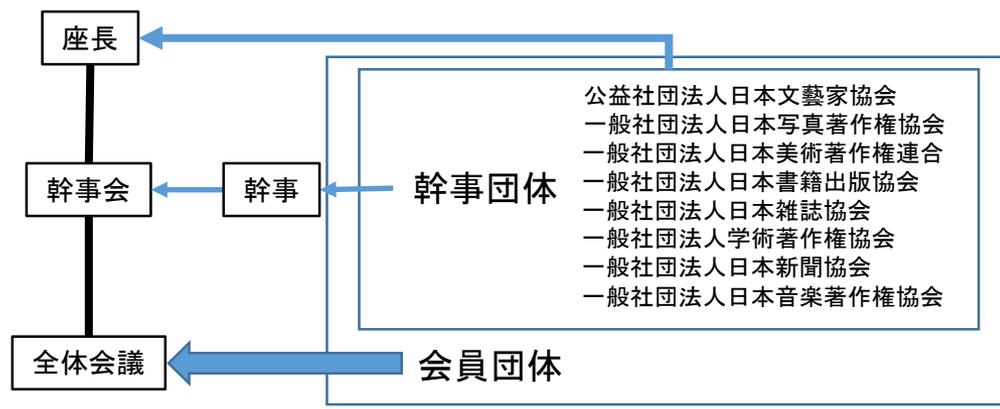
この中間まとめで記述されている「権利者団体において、補償金の受け皿となる団体の組成に向けて取組を進められるよう要請するとともに、最終報告書の段階でそのような見通しが得られるかを確認した上で、本課題についての取りまとめの内容を最終的に判断することとしたい。」との指摘を受け、

中間まとめにあるように異時公衆送信に係る権利制限規定の整備に伴い補償金制度の導入がなされることとなった場合には、権利者の権利を擁護すると共に、同制度の円滑な運用を実現するため、改正法の施行に向けて、その受け皿となる団体を設立し、必要な準備に当たることとする。

また、中間まとめにも記載がある補償金以外のライセンス環境の整備については、本協議会及び各関係団体において、利用者との協議しつつ、並行して実現に向けた検討を行うものとする。

以上

教育利用に関する著作権等管理協議会



座長 日本写真著作権協会
 常務理事 瀬尾太一
 Mail: tachis@jpca.gr.jp

(事務局)
 公益社団法人 日本複製権センター
<https://jrrc.or.jp/>

東京都港区北青山3-3-7 第一青山ビル3F
 TEL 03-3401-2382
 FAX 03-3401-2386

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

<設置の目的>

今後日本が直面するであろうAIを基盤とした新しい経済構造の社会に対応するため、現在、多方面にわたる変革が進められている。

その中で最も重要な対応を必要とする分野のひとつが教育におけるICTの活用である。

2018年5月に公布された著作権法の改正は、このための重要なステップであり、改正法に基づく制度の運用のための環境整備が、早期に求められている。

また、法改正を契機として、改正法がカバーできる範囲にとどまらず、教育活動における著作物の利用をより円滑に行うことができるようにするための

様々な環境の整備をあわせて行っていくことが望まれる。

ここで、権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする

環境整備に取り組むこととした。このフォーラムは、改正された著作権法の趣旨に基づき、教育において、より円滑に著作物を利用できる環境を、

速やかに実現するための議論を行うことを目的とする。

<フォーラムの取り扱うテーマ>

- ① 教育利用の補償金の支払等について
- ② 教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について
- ③ 著作権法の解釈に関するガイドラインについて
- ④ 補償金制度を補完するライセンス環境について

総合フォーラム

総合フォーラムは、権利者団体及び学校種ごとに各教育機関の設置者を代表する団体の関係者で、各団体の意見を集約したり、代表したりしていただくことのできる方を構成員とし、専門フォーラムからの意見を適宜検討して、フォーラムとしての議論のとりまとめを順次行う。

※2018年7月頃より、専門フォーラムでの検討状況を踏まえつつ、今年度中に三回程度を目途に開催することを想定



連携して検討

専門フォーラム

専門フォーラムは、権利者団体の関係者及び教育関係団体関係者のうち教育現場における著作物利用の実態や著作権制度について知見をお持ちの方を構成員とし、上記各テーマについて検討を行い、その結果を総合フォーラムに報告する。

※2018年7月頃より、月に一回程度の開催を想定

※専門フォーラムは適宜学校種毎に開催することも想定